
文化財保護制度の見直しの方向性と 文化財多言語解説整備について

文化庁文化財部伝統文化課

文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について (文化財保護制度見直しの方向性)

検討の背景等

- ・我が国においては文化財保護法に基づき、所有者等の尽力により文化財保護の成果があげられてきた
- ・一方で、社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機

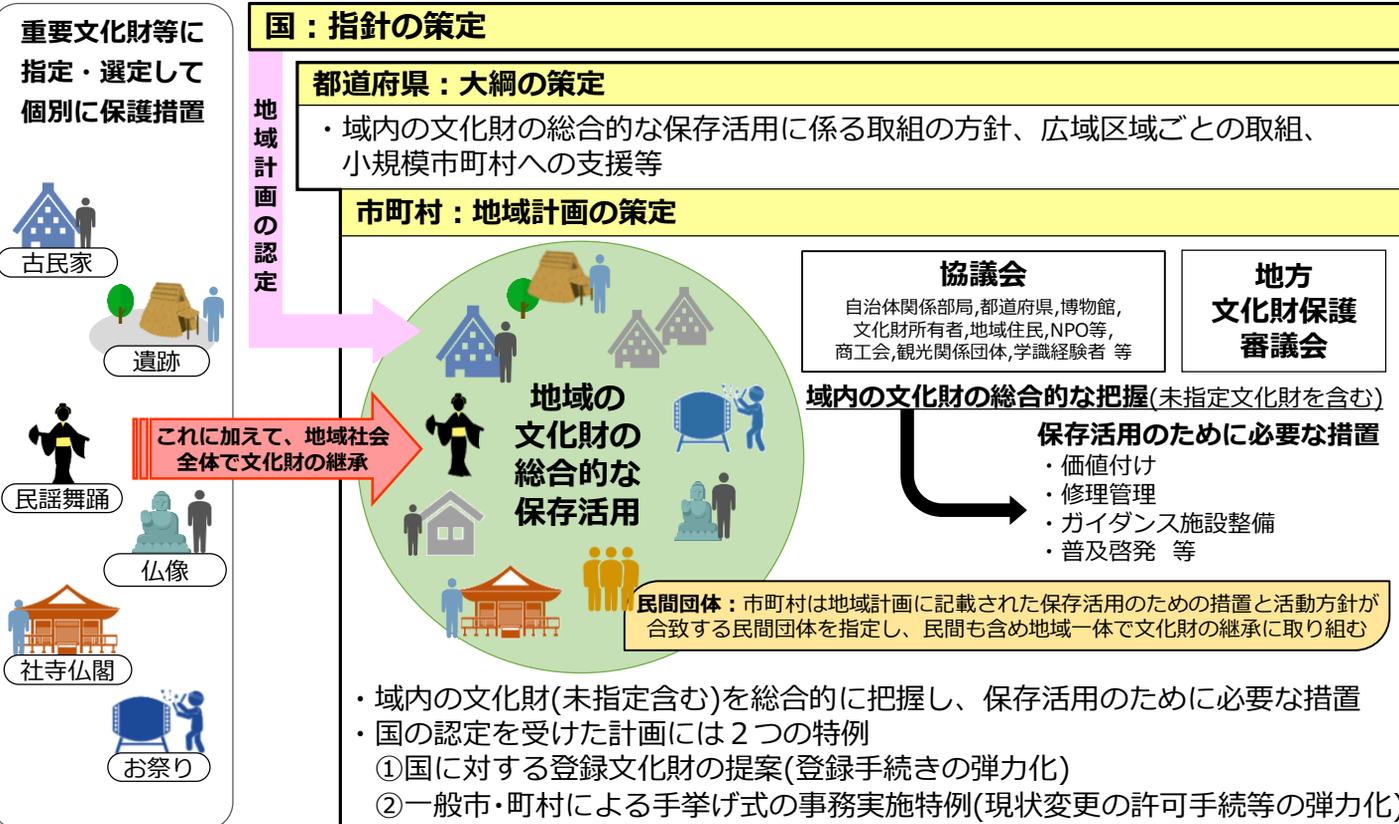


今後、多くの人々が参画し、地域社会全体で地域の文化や経済の振興の核として、文化財を未来へ確実に継承する方策を模索することが必要

見直しの方向性

①地域における文化財の総合的・計画的な保存活用へ

○地域における文化財の総合的な保存活用に係る大綱・地域計画の策定等



②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し



③地方文化財行政の推進力強化

- ・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、**条例により、首長部局での文化財保護に関する事務の執行・管理を可能に**
- ・ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、地方文化財保護審議会を必置とするなど、環境の整備が必要

文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について (第一次答申)

検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

- 我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果が上げられてきた
- 一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務



今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等)

- 個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要
- 都道府県が策定する大綱的な方針・計画等
 - 都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定できる
 - ・大綱記載事項
 - 都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に係る取組の方針や必要な措置、広域的な地区ごとの取組、災害発生時の対応、域内の市町村による地域計画策定への支援方針等を記載
 - ・都道府県の役割
 - 都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす
- 市町村が策定する地域計画
 - 市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同し、地域の文化財に関するマスタープランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画(以下、「地域計画」という。)を策定できる
 - ・計画記載事項
 - 地域の文化財の総合的な把握の上で、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載
 - ・策定手続
 - 計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、博物館、文化財所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成
 - 地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映
 - ・国による認定等
 - 市町村は、都道府県を経由して国に地域計画の認定を申請でき、国が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の国に対する文化財の登録の提案、必要な事務体制のある一般市・町村による手挙げ式の事務の実施の特例の2点につき措置
 - ・民間の推進主体となる団体
 - 市町村が、地域計画の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

- 文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持・管理・活用・伝承等の自主性・的確性向上が必要。このため現在も国指定重要文化財建造物等で作成を推奨している、**個々の文化財の「保存活用計画」を制度上に位置付け**
 - ・計画の記載事項:文化財の現状(所在地・所有者・保存状況等)、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等(詳細は文化財類型ごとの特性を踏まえ整理)
 - ・国の認定等:計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続を弾力化
- 文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、**現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある制度とすることが必要。**
 - ・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用全体として所有者を支援できるとし、所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提案できる権能を付与
- 国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開に関する取扱要項について、技術の進歩や公開ニーズに対応**するため、材質等によって公開日数の上限を延長
 - ・第三者が重要文化財等を公開する際、年間の公開日数は延べ60日以内等の一律の基準であったところ、石、土、金属等(金属は一部製品に限る)で作られたものは、公開日数の上限を150日に延長等
- 文化財の保存と活用を両立させるため、活用に当たり必要不可欠な**文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能等**に関して文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の**関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備**を検討

地方文化財行政の推進力強化

(地方公共団体の文化財に係る体制の充実)

- 文化財担当職員等の人材確保や資質向上**のため、「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大したり、専門性を重視した選任としたりすること等が必要

(地方文化財保護行政の所管)

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが、**地方の判断で首長部局に移管できる仕組みを要望する声**が上がっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事務を一層充実させるために必要かつ効果的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された**四つの要請(「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」)**に対応できるよう環境を整備しつつ、条例により、首長部局での事務の執行・管理も可能とすべき
- 四つの要請へ対応するための環境整備として、移管する場合は**必ず地方文化財保護審議会を設置することを制度上明確化**。また、同審議会の機能強化も必要。加えて、専門的職員の配置促進や学校教育・社会教育との連携等により四つの要請への適切な対応が必要

<その他推進すべき施策>

- ・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人、障害者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携(復元建物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティ等に係る効果的な取組の普及等)

<中長期的観点から検討すべき課題>

- 第一次答申の後、速やかに検討に着手すべき事項
- ・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策 等

概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施。

事業内容

文化財中核観光拠点200か所を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説を整備。



（AR技術を使用した多言語解説） （音声ガイドの多言語解説） （HPの多言語解説）

文化財活用・理解促進戦略プログラム2020（抄）
（平成28年4月 文化庁策定）

2020年までの目標

・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説の整備などの取組を1000事業程度実施するとともに、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備

文化財の理解を深め、外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上。

国直轄で多言語化を強力に推進

観光庁・文化庁・環境省の予算連携による解説整備
観光庁予算：3億 文化庁予算：5億 環境省2.5億

観光庁
コンテンツ作成（新規予算）

分かりやすい多言語
解説整備推進委員会

文化庁
先進的・高次元な整備（新規予算）
+案内板等の整備（既存予算）

- ◆ 従来の文化庁事業にあるような単なる案内板やパンフレットの多言語対応とならないよう、訪日外国人旅行者の増加数や満足度をKPIとして設定。
- ◆ 施策の事業効果を検証できる枠組みを設けた上で、第三者の評価も行い、適切なPDCAサイクルを実現。